

動物医薬品等輸入確認 手続き不要のお知らせ（重要）

以下の理由に該当する場合におきましては、輸入確認書類の提出が不要ですので、税関担当へその旨ご連絡ください。※1

下記の全てを満たす場合であれば当省への確認は不要ですので、**税関からのお知らせ(はがき)**のあった際には**直接税関担当**へその旨ご連絡ください。

このとき、獣医師である確認のため、**税関より獣医師免許の提示を求められる場合があります**ので、その際は**獣医師免許の写し**をご提出ください。

- ・ **獣医師**による自己の診療のための輸入であること
- ・ 使用する動物が**対象動物※2以外の動物(犬、猫等)**であること
- ・ 輸入する動物用医薬品等**※3**の数量が**各品目ごとに6つ以下※4であること**(販売包装単位（店頭等において販売される最小の包装単位)として6つ)

※1 令和2年9月1日より関係通知の改正に伴い、取扱いが変更になりました。

※2 牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供されるために養殖されている水産動物

※3 生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの(ワクチン、血清等)は輸入できません。

※4 7個以上の品目がある場合、6個以下の品目を含む全ての品目において申請が必要です。



なお、今回輸入された動物用医薬品等については以下の点にご留意願います。

- ・ 国内では、有効性や安全性は未確認(=未承認医薬品等)であること
- ・ 診療上やむを得ない場合以外は、その使用を慎まなければならないものであること
- ・ 診療目的のみに使用すること
- ・ 使用に係る一切の責任は輸入者が負うこと
- ・ 他者に販売・授与を行わないこと

違反した場合、**3年以下の懲役** もしくは **300万円以下の罰金**に処される可能性がございます。

- ・ 当該動物用医薬品等に係る受払(使用)に関する記録を作成し、輸入日から3年間保存すること
- 今後、国や都道府県の薬事監視員による輸入された動物用医薬品等の使用状況調査が行われる場合があります。

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 薬事監視指導班長

